



平成18年5月29日

各 位

会社名	ザ・パック株式会社
代表者名	代表取締役社長 木村 義一 (コード番号 3950、東証1、大証1)
問い合わせ先	専務取締役 管理本部長 安原 宏光
電話番号	(06) 6972-1221

内部統制体制の整備に関する基本方針について

当社は、平成18年5月26日の取締役会において、内部統制体制の整備に関する基本方針について、下記のように決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保し、効率的経営を行うために必要な内部統制体制を整備する。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 監査役は監査役会規定および監査役監査基準に基づき監査役監査を行い、監査室は内部監査規定に基づき内部監査を行う。
- ② 管理本部長は、全社のコンプライアンス管理を統括し、その体制を整備する。
- ③ 役員・従業員等に対する、「ザ・パックグループ行動規範」の遵守およびコンプライアンスに関する啓蒙・教育を行う。
- ④ 従業員等からのコンプライアンスに関する相談および法令・定款に違反する事実等の通報を受けるために、社内通報制度を整備して、不正事実およびその可能性を発見し、防止と是正に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会その他の重要な会議の議事録、稟議書、その他取締役の職務の執行に関する重要な文書を保存するものとし、その作成、保存、管理等は文書規定、稟議手続規定その他の社内規定等に基づき行う。
- ② 取締役および監査役は、必要に応じ、前号に定める重要な会議の議事録、稟議書等を閲覧できる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 与信管理、品質管理、安全衛生その他の日常業務に係るリスク管理は、それぞれに関する社内規定、マニュアル、手続書等に基づき行う。
- ② 情報セキュリティに係るリスク管理は、業務のIT化等により重要度が増す情報管理に

対応するために、管理体制を見直す。

- ③ 災害、大事故その他の経営に係る緊急事態に対しては、発生時に、社長指揮の下で迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する。
- ④ 監査室は、内部監査において損失の危険を発見した場合は、内部監査規定に基づき、当該部門の長に通告するとともに、直ちに社長に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 効率的な経営を行うために、取締役会の他に、役付役員による経営会議、事業部長以上による事業部会を毎月開催し、機動的な業務遂行を行うために執行役員制度を継続する。経営会議は会社経営上の重要な事案および執行方針を審議し取締役会に付議する。事業部会は、各担当部門が報告する業務執行状況を検討し、取締役会の決定した執行方針を実現するため施策を審議し、決定する。
- ② 業務執行に係る組織・職制、業務分掌、職務権限はそれぞれ社内規定に基づくものとする。

5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ各社の管理・監査は、関係会社管理規定に基づき行う。
- ② グループ各社に対して、「ザ・パックグループ行動規範」の遵守およびコンプライアンスに関する啓蒙・教育ならびに社内規定その他の内部統制体制の整備を求める。管理本部長は、これらの要請事項につきグループ各社から援助・指導等を求められた場合は、必要に応じ、法務部その他の部署に対応させる。
- ③ 当社が整備する社内通報制度にグループ各社を含めるものとし、グループ内でのコンプライアンス違反を発見し、防止し、是正に努める。

6. 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

- ① 当面は、監査役の職務を専任で補助する使用人を置かない。ただし、監査室が、その職務と兼任して、監査役が職務遂行に必要とする補助業務を、監査役の指揮命令の下で行う。

7. 監査役の補助を行う使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査室は、監査役の指揮命令下で行う監査役補助業務について、監査役以外の指揮命令を受けない。
- ② 監査室メンバーの人事異動、人事評価、処遇、懲戒処分に関しては、監査役会の同意を必要とする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、取締役会、経営会議、事業部会への出席の他、監査役が必要と判断する会議へ出席できる。

- ② 重要会議の議事録・資料、重要な訴訟・係争に関する資料、当局検査・外部監査の結果資料、内部通報等による不正事実の資料、その他監査役が要求する文書は、監査役へ提供する。
- ③ 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役、執行役員および従業員は、監査役が行う監査に積極的に協力する。
- ② 監査役は、その独自の計画・スケジュールに基づき、監査室と緊密な連携を保ちながら、監査対象とする部門の長および従業員と面談できる。
- ③ 監査役は、社長、監査法人それぞれとの間で、随時に会合をもち意見交換を行う。

10. 社内規定等の整備

- ① 前九項に係る社内規定、制度、システム、マニュアル、手法等は、各担当部門において継続的に見直し、必要に応じて改廃、制定、改善、設置等を行う。

以上